

議第30号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

1 制定の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等の権限が都道府県から中核市に移譲されたことに伴い，指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定めるため，条例を制定するものです。

【参考】指定通所支援について

指定通所支援とは，法第21条の5の3第1項に規定する都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者又は指定発達支援医療機関が提供する障害児通所支援のことで，その対象サービスは2のとおりです。

2 条例の内容

法の基準に従うとともに，児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「国の基準」といいます。）に従うなどし，児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援の人員，設備及び運営に関する基準等を定めます。

サービスの種別	サービスの内容	市内の事業所数 (令和2年2月 1日現在)
児童発達支援	<p>事業所又は児童発達支援センター※（以下「事業所等」といいます。）の施設へ通所する未就学の障害児に，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。</p> <p>※ 児童発達支援センター</p> <p>児童発達支援を行う事業所のうち，児童福祉施設に位置付けられる施設で，日常生活における基本的動作の指導，自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とした，福祉型児童発達支援センターと，これらに加えて，治療を行うことを目的とした，医療型児童発達支援センターがあります。</p>	14（うち児童発達支援センターは1）
医療型児童発達	上肢，下肢又は体幹の機能障害がある児	0

支援	童に，厚生労働大臣が指定する医療機関等に通わせ，児童発達支援及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学している障害児に，授業の終了後又は学校の休業日に，事業所等の施設に通わせ，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	2 2
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって，児童発達支援，医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であるものにつき，居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。	0
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に，当該施設を訪問し，障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	2（うち児童発達支援センターは1）

3 条例に定める具体的な事項

(1) 指定の申請に関する事項（第4条）

指定通所支援の事業を行うことができる事業者の指定の前提要件を「法人」であることとします。ただし，病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援の事業については，この限りではありません。

(2) 児童発達支援（第3章）

ア 基本方針（第5条：参酌すべき基準）

児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」といいます。）の事業の基本方針を定めます。

イ 人員（第6条・第7条：従うべき基準）

(7) 児童発達支援センター以外

指定児童発達支援の事業を行う事業所に児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者及び児童発達支援管理責任者を置くものとし，その員数を定めます。

(4) 児童発達支援センター

指定児童発達支援の事業を行う事業所に嘱託医，児童指導員，保育士，児童発達支援管理責任者，栄養士及び調理員を置くものとし，その員数を定めます。

ウ 設備（第10条・第11条：参酌すべき基準（一部従うべき基準））

(7) 児童発達支援センター以外

指定児童発達支援の事業を行う事業所には、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。

(4) 児童発達支援センター

指定児童発達支援の事業を行う事業所には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。

エ 運営（一部従うべき基準）

指定児童発達支援の事業の運営に関する基準を定めます。

【主な基準】

- ・利用定員（第2条：標準とすべき基準）
- ・内容及び手続の説明及び同意（第13条：従うべき基準）
- ・提供拒否の禁止（第15条：従うべき基準）
- ・通所利用者負担額の受領（第24条：参酌すべき基準）
- ・食事（第32条：参酌すべき基準）
- ・健康管理（第34条：参酌すべき基準）
- ・運営規程（第38条：参酌すべき基準）
- ・身体拘束等の禁止（第45条：従うべき基準）
- ・虐待等の禁止（第46条：従うべき基準）
- ・懲戒に係る権限の濫用禁止（第47条：従うべき基準）
- ・事故発生時の対応（第53条：従うべき基準）

(3) 医療型児童発達支援（第4章）

ア 基本方針（第67条：参酌すべき基準）

医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」といいます。）の事業の基本方針を定めます。

イ 人員（第68条：従うべき基準）

指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所に児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、看護職員及び医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者並びに理学療法士又は作業療法士を置くものとし、その員数を定めます。

ウ 設備（第70条：一部従うべき基準）

指定医療型児童発達支援の事業を行う事業所には次の設備を備えなければならないものとします。

- (ア) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備
- (イ) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室
- (ウ) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

エ 運営（一部従うべき基準）

指定医療型児童発達支援の事業の運営に関する基準を定めます。

【主な基準】

- ・利用定員（第71条：標準とすべき基準）
- ・通所利用者負担額の受領（第72条：参酌すべき基準）
- ・通所給付決定保護者に関する市町村への通知（第74条：参酌すべき基準）
- ・運営規程（第75条：参酌すべき基準）
- ・情報の提供等（第76条：参酌すべき基準）

※内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止等については，児童発達支援と同様

(4) 放課後等デイサービス（第5章）

ア 基本方針（第78条：参酌すべき基準）

放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」といいます。）の事業の基本方針を定めます。

イ 人員（第79条：従うべき基準）

指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所に児童指導員，保育士又は障害福祉サービス経験者及び児童発達支援管理責任者を置くものとし，その員数を定めます。

ウ 設備（第81条：参酌すべき基準）

指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所には，指導訓練室のほか，指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとし，ます。

エ 運営（一部従うべき基準）

指定放課後等デイサービスの事業の運営に関する基準を定めます。

【主な基準】

- ・利用定員（第82条：参酌すべき基準）
- ・通所利用者負担額の受領（第83条：参酌すべき基準）

※内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止等については，児童発達支援と同様

(5) 居宅訪問型児童発達支援（第6章）

ア 基本方針（第90条：参酌すべき基準）

居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」といいます。）の事業の基本方針を定めます。

イ 人員（第91条：従うべき基準）

指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う事業所に訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置くものとし，その員数を定めます。

ウ 設備（第93条：参酌すべき基準）

指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに，指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとし，ます。

エ 運営（一部従うべき基準）

指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営に関する基準を定めます。

【主な基準】

- ・ 身分を証する書類の携行（第94条：参酌すべき基準）
- ・ 通所利用者負担額の受領（第95条：参酌すべき基準）
- ・ 運営規程（第96条：参酌すべき基準）

※内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止等については，児童発達支援と同様

(6) 保育所等訪問支援（第7章）

ア 基本方針（第98条：参酌すべき基準）

保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」といいます。）の事業についての基本方針を定めます。

イ 人員（第99条：従うべき基準）

指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所に訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を置くものとし，その員数を定めます。

ウ 設備（第101条：参酌すべき基準）

指定保育所等訪問支援の事業を行う事業所には，事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに，指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとします。

エ 運営

指定保育所等訪問支援の事業の運営に関する基準を定めます（内容及び手続の説明及び同意，提供拒否の禁止等について，児童発達支援と同様の基準を設定）。

(7) 多機能型事業所に関する特例（第8章）

ア 人員（第103条：従うべき基準）

利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除きます。）における従業者の配置数に関する特例を定めます。

イ 設備（第104条：参酌すべき基準）

サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができることとします。

ウ 定員（第105条：標準とすべき基準）

指定児童発達支援等の事業を行う多機能型事業所における定員に関する特例を定めます。

【参考】

・ 多機能型事業所

指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援，指定放課後等デイサービス，指定居宅訪問型児童発達支援，指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者総合支援法に基づく指定生活介護，指定自立訓練（機能訓練），指定自立訓練（生活訓練），指定就労移行支援，指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業のうち二つ以上の事業を一体的に行う事業所

4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準に規定されていない指定の申請に関する事項を除き、国の基準を呉市の基準とします。

【参考】

・ 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

・ 標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

・ 参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

5 施行期日

公布の日